

インボイス制度への対応に 取り組む皆様へ ＼ 各種支援策のご案内 ＼

インボイス制度について詳しく知りたい方は国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

制度解説動画、インボイスコールセンター等をご案内しております。

特設サイト



インボイス制度への対応に関する相談窓口

- ✓ 税理士へのオンラインでの相談体制を構築しています。インボイス制度対応に伴う納税負担等を相談できます。

相談受付窓口



よろず支援拠点



- ✓ 商工会・商工会議所及びよろず支援拠点等による経営相談対応・専門家派遣・講習会の開催等を実施しています。

課税事業者を選択する皆様

デジタル化によるインボイス対応 にかかる事務負担の軽減

- ✓ デジタル化・AI導入補助金により、ITツール（一部ハードウェアも含む）の導入費用等を幅広く支援します

課税転換に伴う販路開拓支援

- ✓ 小規模事業者持続化補助金により税理士等への相談費用も含めた販路開拓等の支援をします

免税事業者を維持する皆様

免税事業者についての 取引上の懸念への取組み

- ✓ 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aを公表しているほか、実態把握のための書面調査等を実施しています。
- ✓ 取引上のお悩みは取適法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口（以下Q&A末尾参照）または取引かけこみ寺にご相談ください。

Q&A



取引かけこみ寺



➡ 詳細は裏面へ

本紙は「令和7年度補正予算事業」の制度概要をご紹介します。
現在の公募情報はホームページでご確認ください。



<デジタル化・AI導入補助金> デジタル化による事務負担軽減

インボイス対応類型では、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。また、電子取引類型では、発注者（大企業を含む）が受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業等に無償で利用させる場合の導入費用を支援します。

類型名	電子取引類型	インボイス対応類型			
補助事業者	大企業等	中小企業・小規模事業者等			
補助率	1/2	2/3	4/5、3/4（※1）	2/3（※2）	1/2
補助額	～350万円	50万円以下	50万円超～350万円	～10万円	～20万円
補助対象経費	インボイス制度に対応した受発注ソフト	インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト		PC・タブレット等	レジ・券売機等

（※1）小規模事業者については補助率は4/5。中小企業については補助率は3/4。

（※2）補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4（小規模事業者は4/5）、50万円超については2/3。
補助金HP（公募情報はこちら）

お問い合わせ先：

中小企業デジタル化・AI導入支援事業コールセンター

0570-666-376

<https://it-shien.smrj.go.jp/>



<小規模事業者持続化補助金> 課税転換に伴う販路開拓支援

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の費用（税理士等への相談費用を含む）を支援します。

免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者（インボイス転換事業者）に対し補助上限を50万円上乗せします。

	一般型	創業型
補助率	2/3	2/3
補助上限	50万円	200万円
インボイス特例	50万円上乗せ	50万円上乗せ
賃金引上げ特例	150万円上乗せ	—

お問い合わせ先

【一般型】

商工会地区：

お近くの商工会へお問い合わせください。

（右のQRコード参照）



【創業型】

創業型補助金事務局：

03-6739-3890

現在の公募情報はこちら

【一般型】

【創業型】



商工会議所地区：03-6634-9307